

4. COP-MOP2の概要

4. 名古屋議定書第2回締約国会合（COP-MOP2）の概況

<日程>

【開催期間】 平成28年12月4日～17日

【開催場所】 メキシコ・カンクン

※生物多様性条約第13回締約国会議（COP13）と併せて開催

※我が国は未締約国のため、オブザーバーとして参加

<COP-MOP2 主な議題>

- ◆ 名古屋議定書（愛知目標16）の達成状況評価
- ◆ 他の国際機関、条約及びイニシアティブとの協力
- ◆ ABSクリアリングハウス及び情報共有（議定書第14条）
- ◆ 名古屋議定書遵守委員会（議定書第30条）
- ◆ 名古屋議定書の有効性評価（議定書第31条）

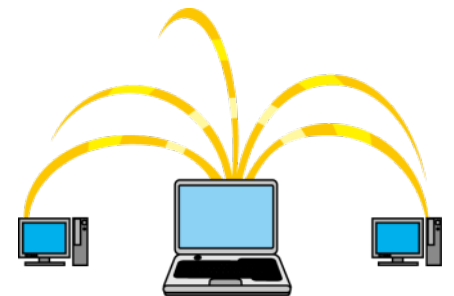
◆ 愛知目標16の達成に向けた進捗に関する事務局からの報告

- 愛知目標2016年9月9日時点で締約国数は85か国。60か国以上が、締結を検討中又は締結手続き中。(※日本は締結手続き中)
- 締約国のうち、2010年以降にABS措置を採択済みの国は20カ国(24%)に留まる(一方、31ヶ(36%)が2010年以前にABS措置を有し、32ヶ国(38%)は制定中又は改定中で、措置の検討計画が不明の国は6ヶ国(7%)に限られる。)

◆ 愛知目標16の達成に向けた進捗に関する評価 (決定NP-2/1)

- 締約国に対して、名古屋議定書の効果的な実施に向けて制度の構築等を進めるとともに、その情報をABSクリアリングハウス(国際的な情報交換センター)へ提供することを強く要請
- 決定NP-1/8の能力構築の戦略的枠組みに従って能力構築を推進
- 締約国及びその他の政府に対して、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する条約(ITPGR)と名古屋議定書を相補的に実施することを要請

- ◆ ABSクリアリングハウス及び情報共有(第14条) (決定NP-2/2)
- 事務局によるABSクリアリングハウスの運用に関する作業の進展を歓迎
- 遺伝資源に関連する伝統的知識等について、国際的に認められた遵守の証明書(IRCC)における取扱い等に関する更なる検討の必要性に留意
- 締約国に対して議定書の義務であるABSクリアリングハウスへの関連情報の提供とIRCCの発給を強く要請
- IACは少なくとも1回の会議と必要に応じて非公式オンラインディスカッションを実施し、MOP3に成果報告を行うことを決定
- 第31条に基づく議定書の有効性評価のプロセスの一環として、ABSクリアリングハウスの運用と実施を評価することを決定



(参考) 議定書締約国によるABS-CHへの国内措置の掲載状況

平成29年1月17日現在

締約国93ヶ国＋EU中、27ヶ国＋EU(下線)がABS-CHに国内措置掲載

※(未締結の国を含めると合計85措置の掲載)

・国際的に認められた遵守の証明書(IRCC)発行も始動

【アジア(17カ国)】

ヨルダン、ラオス、インド、シリア、モンゴル、タジキスタン、ベトナム、インドネシア、ブータン、ミャンマー、カンボジア、アラブ首長国連邦、キルギス共和国、カザフスタン、フィリピン、パキスタン、中国

【欧州(21カ国＋EU)】

ハンガリー、デンマーク、EU、スペイン、ベラルーシ、ノルウェー、スイス、アルバニア、クロアチア、スロバキア、イギリス、ドイツ、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、モルドバ、オランダ、フランス、スウェーデン、ルクセンブルグ(1/23発効)、マルタ(3/1発効)

【中南米(12カ国)】

メキシコ、パナマ、ホンジュラス、グアテマラ、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ共和国、ガイアナ、キューバ、ボリビア、アンティグア・バーブーダ(3/12発効)、アルゼンチン(3/9発効)

【アフリカ (38カ国)】

ガボン、ルワンダ、セーシェル、エチオピア、モーリシャス、南アフリカ、ボツワナ、コートジボアール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、ブルキナファソ、ベナン、ケニア、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、マラウイ、スーダン、モザンビーク、ギニア、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、トーゴ、セネガル、ザンビア、マリ、スワジランド、シエラレオネ(1/30発効)、カメルーン(2/28発効)、サントメ・プリンシペ(4/10発効)

【その他 (北米、オセアニア等)(5カ国)】

フィジー、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島、ミクロネシア

※ ガイアナ、パナマ、フィリピン、ブータン等のようにABS-CHに国内措置が未掲載である一方、国内措置を既に制定・実施している締約国もある。

◆ 名古屋議定書遵守委員会（第30条） （決定NP-2/3）

- 名古屋議定書遵守委員会の手続き規則を承認（手続き規則本文は、決定文に附属。生物多様性条約の遵守規則に準拠する内容。）
- 議定書の実施は初期段階にあり、締約国が議定書の実施を可能にすることに焦点をあてるべきであることに留意
- 締約国が遵守に係る課題に対応するための支援について、その必要性及び態様が、遵守メカニズムの効果的利用の観点からの十分に評価されていないことに留意
- 遵守委員会は、議定書の遵守の促進及び不遵守への対処に関する支援の在り方を再評価し、2018年に実施予定の議定書の最初の有効性評価に関与することを決定
- 各国の遵守状況を確認するため、締約国に対して暫定国別報告書の締切りまでの提出を要請

◆ 名古屋議定書の有効性評価（第31条関係） （決定NP-2/4）

- 2018年のCOP-MOP3において名古屋議定書の最初の有効性評価を実施することを決定
- 有効性評価実施に向けての評価項目（議定書の実施状況、ABSクリアリングハウスの運用状況等の評価項目、暫定国別報告書（2017年末頃に提出期限）、ABSクリアリングハウス掲載情報等）及びその情報源を決定
- 事務局長に対して、COP14前の条約実施補助機関（SBI）での検討に向けて、関連情報の分析や指標の検討を要請
- 遵守委員会に対して、第1回有効性評価のために、知見と助言を提供することを要請
- 締約国等に対して、有効性評価のためにも、ABSクリアリングハウスに関連情報を掲載することを強く要請